

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

June 2024



EY 安永

Building a better
working world

EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- June 2024 -

産業創新条例による投資租税優遇の 基本事項と対応の整理

▶ はじめに

産業創新やイノベーションの話になると、経済成長の促進、雇用機会の創出、そして、社会発展の原動力等がテーマとなります。急速に変化する現代社会において、産業創新やイノベーションは、企業がその競争力を維持するための鍵となるだけでなく、国家の繁栄と持続可能な発展を実現していくための基礎ともなります。

台湾の産業創新条例は、政府による事業環境の改善だけでなく、産業の競争力の強化、そして、イノベーションを促進する環境を創り出す実質的な取り組みでもあります。

今月のJBS NEWSLETTERは、産業創新条例第10条の1及び第23条の3による投資租税優遇にかかる基本事項とその対応、留意事項を整理しています。企業の設備投資に当たって、イノベーションと進化を追求すると同時に、租税優遇の検討にお役立てください。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 産業創新条例第10条の1の適用によるスマートマシン、5G、情報セキュリティ投資による租税優遇の基本事項とその対応（投資対象、申請及び申告手続、証明書類等）
- ▶ 産業創新条例第23条の3の適用による実質投資による租税優遇の基本事項とその対応（投資対象、投資期限、投資日の認定等）

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点等がございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理



産業創新条例第10条の1の投資対象

▶ スマートマシン:

スマート技術要素とスマート化機能がかけ合わせられたものと定義されています。具体的には、ビッグデータ、人工知能、IoT、ロボット、最適管理、デジタル化管理、仮想統合、積層造形又はセンサーなどのスマート技術要素により運用され、生産情報の可視化、故障予測、精度補正、自動パラメーター設定、自動制御、自動スケジューリング、アプリケーションソフトウェア応用、制御システムによるフレキシブルな生産又は混合ライン生産などのスマート化機能を有するものを指します。

▶ 第5世代移動通信システム(5G通信システム):

第3世代移動通信システム(3G)リリース15以降の規格に準拠した中高周波通信、アレイアンテナ、ネットワークスライシング、仮想ネットワーク、ソフトウェア定義ネットワーク、エッジコンピューティングなどの第5世代移動通信関連の技術要素、設備(テストに必要なものを含む)又は垂直統合システムが使用されるもので、生産効率の向上やスマートサービスを提供するものを指します。

▶ 情報セキュリティの運用に関連するハードウェア、ソフトウェア、技術、又は技術サービス:

授權されていないアクセス、使用、制御、漏えい、破壊、改ざん、削除、又はその他の侵入を防止し、そして、その機密性、完全性及び可用性を確保することを目的として、情報システム又は情報に対して、端末及びモバイルデバイスの保護、ネットワークセキュリティ、又はデータやクラウドのセキュリティの運用に関連したハードウェア、ソフトウェア、技術、又は技術サービスを指します。



申請及び申告手続

暦年制の会社にて、2023年度を例として説明します。



産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理



投資の税額控除の関連規定及び証明書類

申請期限

同一課税年度の支出金額について、新台幣(以下、単位同様)100万元以上10億元以下

税額控除の上限額

- ▶ 支出額の5%: 当年度の納付すべき営利事業所得税額から直接税額控除。
- ▶ 支出額の3%以内: 各年度の納付すべき営利事業所得税額から3年間にわたって税額控除を選択することも可能(一度選択すると以降の変更は不可)。
- ▶ 納付すべき営利事業所得税額の30%を限度とする。
- ▶ その他の租税優遇を併用する場合、税額控除金額の合計は、当年度の納付すべき営利事業所得税額の50%を限度とする。

「当年度」の認定

2022年度以降、「当年度」は、スマートマシン、5G、情報セキュリティ製品又はサービスの「納品」又は「技術サービスの提供完了」の年度を指します。

2021年度以前(2021年度を含む)にスマートマシン、5Gの納品又はサービスの提供が完了し、2021年度及びそれ以降の年度に支払をしたものの、まだ規定に従い税額控除を申請していない場合は、支払年度が当年度の基準とされます。

証明書類

台湾内で自社購入する場合:

- ✓ 統一發票
- ✓ 支払証明
- ✓ 納品証明、技術サービスの委託契約

台湾外から自社輸入する場合:

- ✓ 輸入申告書
- ✓ 支払証明
- ✓ 技術サービスの委託契約

ファイナンスリース:

- ✓ 統一發票
- ✓ 支払証明
- ✓ リース契約書

自社/委託製造

- ✓ 自社用に変更した際の統一發票/帳簿記録
- ✓ 委託製造した場合の統一發票及び支払証明
- ✓ 原価明細表
- ✓ 製造委託契約



その他留意事項

- ▶ 産業創新条例第10条の1の適用は、2024年度までとなっています。ただし、産業發展署は産学各界の意見を求めた後、当該租税優遇の延長可能性について財政部と協議する予定となっています。

産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理



産業創新条例第23条の3の投資対象

支出金額

- ▶ **建物の建設又は購買:**
オフィス、管理拠点、支店、事務所、工場、作業場、倉庫、建物工事及びその附属構築物、ならびに上記建物の付加価値又は機能を増加するための資本的支出が含まれます。
- ▶ **ソフトウェア及びハードウェア設備の購買:**
機械、設備、工具、測量機械、車両、船舶、航空機、運輸工具、情報通信設備及びその他営業用の有形資産、及び当該設備の追加、検査や修理によりその付加価値又は機能を増加するための資本的支出が含まれます。
- ▶ **技術の購買:**
営業権、著作権、特許権、商標権、設計又はモデル、秘密事項、事業機密事項、専用技術、各種特許権利の資本的支出が含まれます。

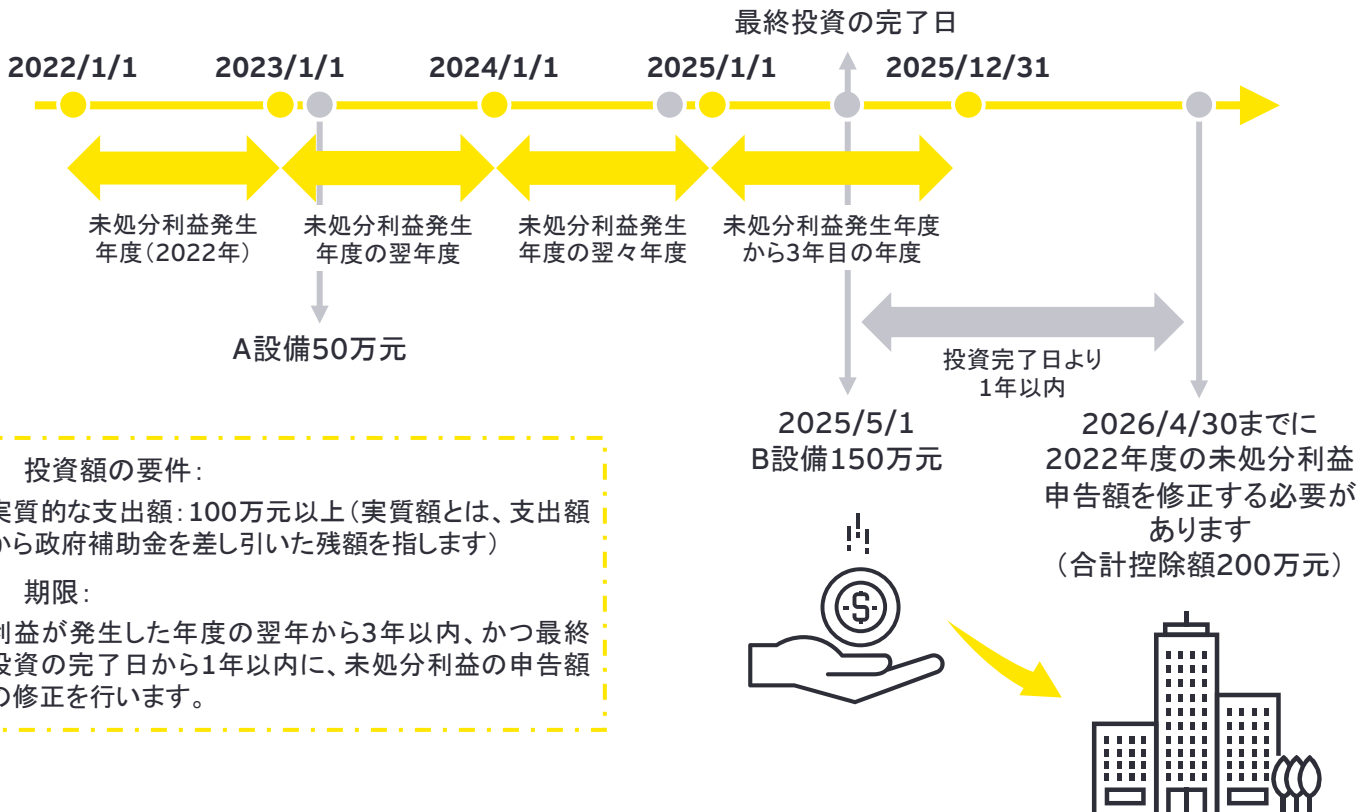


「会社又は有限パートナーシップ事業の実質投資に係る未処分利益の税額控除及び還付申請弁法(公司或有限合伙事業実質投資適用未分配盈餘減除及申請退税辦法)」の第2条第2項により、土地の購入及び資本的支出に該当しない器具や設備の購入は投資対象に含まれません。



投資期限

暦年制の会社にて、2022年度の未処分利益を例とします。



▶ 投資額の要件:

実質的な支出額: 100万元以上(実質額とは、支出額から政府補助金を差し引いた残額を指します)

▶ 期限:

利益が発生した年度の翌年から3年以内、かつ最終投資の完了日から1年以内に、未処分利益の申告額の修正を行います。



産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理

投資日の認定

建物

- ▶ 他者から購入した場合は、所有権の登記日／受領日となります。
- ▶ 自社又は委託建設の場合は、使用許可の発行日／竣工日／段階的な工事の竣工・検収日となります。

ソフトウェア及びハードウェア設備

- ▶ 納品日／段階的な工事の完成・検収日／各設備の納品日となります。

技術

- ▶ 取得日とします。

その他留意事項

営利事業所得税 申告に必要な書類



- ▶ 建設又は購入の契約書の写し、財産目録、統一発票、輸入申告書又は受領書など原始証憑の写し、納品・受領完了の証明書類、支払証明。建物を建設する場合は、工事原価の明細表、使用許可又は検収の関連証明。ハードウェア及びソフトウェア設備を自社生産した場合は、原価明細表、自社用へ変更した時の帳簿記録又は関連記録。
- ▶ その他の関連証明書類。

租税優遇の 併用



- ▶ 関連規定及び税局のプレスリリースによると、産業創新条例第23条の3では、同条例に基づく他の租税優遇措置と合わせ1つのみ選択適用しなければならないことが規定されていません。会社の実質投資が、当該条例の第10条の1及びその他の租税優遇の適用要件を同時に満たす場合、関連規定に従って、租税優遇の適用を申請することができます。

租税優遇に対する 追加納税

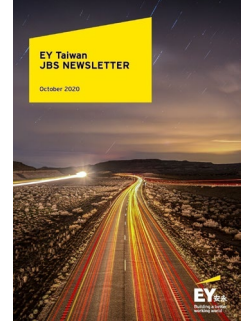
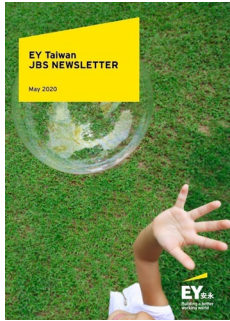


- ▶ 未処分利益及びその課税の申告期間満了日の翌日、又は未処分利益の再計算・更正を申請した日の翌日から3年以内に、当年度の利益で建設又は購入による建物、ソフトウェア・ハードウェア設備又は技術について、自社生産又は事業用ではなく、貸与、レンタル、転売、返品など本来の利用目的の変更を行った場合には、その該当部分にかかる徴税機関に控除又は還付された税額の追加納付が必要です。また、当年度の未処分利益の申告期間満了日の翌日又は税金還付受領日の翌日から納付日の期間にかかる一年郵便定期預金の金利に基づく利息が追加計算・徴収されます。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問－免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務－
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保－外国人が台湾に入居するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、又はEY担当者までご連絡ください。

EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制（法人・個人）、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBSセミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2024年8月22日(予定) 2024年8月20日(予定)	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

劉惠雯 稅務服務部營運長
02 2728 8858
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2728 8872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2728 8875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 9688 8990
ben.wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

竹之内 真美 經理
02 2757 8888 20821
takenouchi.mami@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2024 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

02960-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

